

一 後業負側

(1) 五月十二日午後六時頃浅草公園茅六五所在活動館電氣館二階ヨリ

電氣館をホイユットーる。

教人鬼パラマウント会社を直祭に上げろ。

末五人の手芝塚田支配人をヤッツケロ

武蔵野館寺議をかたせろ

等記セル寺議署名ノビラ約六十枚ヲ撒布セルモノアリ

(2) 五月十三日武蔵野館ニ於テモ同様ノ行為アリビラノ内容畧々

同一ナリ

(3) 五月十九日夜代表春日一郎外七八名ハ薪所区內幸所大坂ビル内パラマウント本社ニ至リ佐生支配人ニ会見シタルモ要領ヲ得ス

一 事業主側

(1) 飯支配人藪重三郎ハ五月十四日本座調停係へケ頭調停ヲ促シ一方一徹後業負ニ今後人負整理ヲ行ハサルエトヲ告ケ組合加入ヲ阻止シツ、アリ

(2) 塚田、藪支配人等ハ本社本社ト解決策ニ突シ協議シタルモ未タ具體的決定ヲ見ズ

一 他団体ノ行動

五月十五日封書ヲ以テ別記宣伝印刷物全報日本映画労働組合準備会署名ノモノヲ各方向珠ニ武蔵野館後業負へ郵送シタル事実アリ

一 藝祭寺故

五月十七日午後七時十分武蔵野館三階観音席ヨリ一階席ハサイカク空壇一ホヲ投下シ(被害ナシ)一階観音席ニ既具用火工所(塔ニ崩壊玉ト称ス)二十個位ヲ散乱セシメ置キタルモノアリ観音ノ足下ニテ十個位破裂セリ

右及申(通)報候也